

南相馬市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画(素案) に関する地域協議会への説明資料

1. 作成の趣旨・目的

策定の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法（以下、「障害者総合支援法」）」の基本指針により、「市町村障害者計画」は 3 年毎に行うこととされているため「障がい者計画」と併せて障害者基本法に基づく「障がい福祉計画」についての見直しも一体化して行う。

現計画は、平成 21 年 3 月に作成した第 2 期計画を平成 24 年 4 月から第 3 期計画に置き換えて実施している。その後、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行され、制度改革や障がい児者への支援の取組が進められており、平成 27 年度から平成 29 年度までの第 4 期計画を策定するにあたり、根拠法等の変遷や障がい福祉サービス必要見込量等を反映させるために必要となる見直しを行う。

現計画の根拠法「障害者自立支援法」の目的は“自立”

現制度の根拠法「障害者総合支援法」の目的は“基本的人権を享有する個人としての尊厳”

計画策定の目的

障がいのある人が、自己選択・自己決定できることを基本としながら、障がいのある人が、地域の中で“共に生き、ふれあい、うるおいのあるまちづくり”を目指すため、具体的に取り組む部門別計画を策定する。

本市においては、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響により、障がいのある人の置かれている状況は依然として厳しく、相談員や相談支援専門員の不足により障がいのある人の生活や障がい福祉サービス受給のための相談対応が困難であったり、介護職員等の人材不足等により、障がい福祉サービスが十分に提供されない等の課題へ取り組むため、方策に基づく事務事業を進める。

2. 現計画の見直し点

第 3 期計画と現在の実施事業における課題や問題点等

・「障害者総合支援法」や「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達法」等の施行や、児童福祉法の改正に基づく「障害児支援」施策を実施するために不足している事業を反映させる。

・国の改正の方針や県の計画の改正の内容との整合性を図る。

障がいのある人や障がいのある子どもに対する地域の理解と、支援についての施策を整理して反映させる。

・障がいのある子どもへの支援については、別掲として充実させる。

震災等の影響の反映

・障がいのある人の抱えている課題(单身・親の高齢化等)や問題点への対応を反映させる。

・東日本大震災等の事故の影響により、障がいのある人の生活の状況や環境が変化しているため、現状を把握して、必要とされている支援や施策を反映させる。

・震災等により、障がいのある人が経験したこと、伝えたいことを活かした計画にする。